

平成27年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年3月24日
午前9時40分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 追加日程 1. 発議第 1 号 子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 2 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程 3. 発議第 3 号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程 4. 発議第 4 号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 追加日程 5. 広報発行常任委員会の閉会中の継続審査について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1．建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） おはようございます。

それでは、ただいまより建設水道常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月13日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、議案及び継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託義実について議題といたしました。

1．議案第19号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、平成26年の国家公務員の給与に関する人事院勧告が一般職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、斑鳩町企業職員の管理職員特別勤務手当の支給要件を改めるものであるとの説明されました。委員より、これまでの支給状況と影響額について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決されました。

2番目として、議案第22号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、奈良県の流域下水道事業の予算補正及び繰越明許が行われるということに伴う市町村負担金の補正であると説明、報告されました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決されました。

次に、継続審査について。1つ目として、都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについて議題といたしました。現在の下水道工事進捗状況と、公共下水道接続申請状況について説明、報告されました。質疑、意見等はありませんでした。

次に、2番目として、都市計画道路の整備促進についてを議題といたしました。法隆寺線の整備について、工期延長の理由について説明、報告されました。委員より、法隆寺線の供用時期の住民周知について質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がされま

した。

次に、3番目として、JR法隆寺駅周辺整備事業について、前回の委員会以降に特別に報告することはないということで報告されました。質疑等はありませんでした。

継続審査につきましては、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題といたしました。

1つ目として、議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1項総務費国庫補助金のうち、国による補正予算第1号の活用を図り、前倒しとして実施する事業に関する増額補正であると説明、報告されました。委員より、斑鳩市の開催について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上で各課報告事項について終わりました。

次に、その他について、委員より、生活道路の拡幅計画について、法西町の道路について、商工会の監査について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、開会中の3月16日に全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、概要のご報告をいたします。

まず1番目に、付託議案について議題といたしました。

その1、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について、2つ目として、議案第4号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について、以上2件は、議案書の要旨に基づき説明を受けました。委員からは若手の質疑、意見があり、一定の答弁がされた後、お諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、3点目、議案第12号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例について、4つ目の議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例につい

て、5つ目の議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件については、議案書の要旨に基づき説明を受けるとともに、それぞれ施行規則との関連があることから、各課報告事項にあげられている施行規則の廃止、一部改正などあわせて報告を受けました。委員からは若干の質疑、意見があり、一定の答弁がされた後、お諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

6点目は、議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書、要旨に基づき説明がなされました。それとともに、提出された資料に基づいても説明がなされました。若干の質疑、意見があり、一定の答弁がなされた後、お諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

7点目は、議案第16号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、8つ目として、議案第17号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、9つ目として、議案第18号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件については、議案書の要旨に基づき説明を受けました。委員から若干の質疑があり、答弁された後、お諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

10番目にあげています議案第21号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、11番目の議案第23号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、この2件については、議案書に基づき歳入歳出それぞれの補正について説明を受けました。委員からは特段の質疑もなく、お諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

12番目です。陳情第1号 子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める要請書について、委員から意見をお受けしたところ、以前に県に対して意見書を提出した経過もあり、国の制度としてやってもらえるのなら斑鳩町の財政にとっても有り難いことなので意見書を提出したらよいと思うという意見があり、取りまとめをしたところ、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。最終日に委員会発議で意見書提出することを確認して、この件については終わりました。

続きまして、2番目の継続審査についてを議題として、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題としましたが、前回の委員会以後特段

の報告がないということで、委員からも特段の質疑、意見もなく終わりました。

3番目の各課報告事項について議題といたしました。

1番から3番については、条例に基づく施行規則の関係で付託案件とともに報告が済んでおり、4番目の議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち当委員会所管に関することについて報告を受けました。委員から若干の質疑があり、一定の答弁がなされております。

続きまして、その他の報告というのがありまして、その1つとしては、国保医療課から、地方税法改正が行われるのが3月末になることから専決処分を行うことになる内容について参考資料の提出があり、それに基づき報告がされました。2つとしては、環境対策課から、西和衛生試験センターの平成28年度をもって解散することについて、それぞれの報告がありました。これらについては、委員からは特段の質疑、意見はございませんでした。

次に、4番目のその他について、委員からの質疑、意見をお受けしたところ、新たにできる斑鳩黎明保育園のことで質疑がなされました。緊急時の避難マニュアルについては、役場隣接地域、小さい子どもさんがいるということで、連携をしたマニュアル化を進めていくようにという要望がございました。また、保育園の職員の駐車場をどうするのかについて質疑があり、一定の答弁がされております。

以上が、開会中に行いました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録にまとめておりますのでごらんいただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3．総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、小林委員長。

○総務常任委員長（小林誠君） それでは、3月17日に、本会議より付託を受けました議案等を審査するために総務常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告をいたします。

まず、3月定例会の付議議案について。

（1）議案第1号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例について。なお、各課報告事項の（1）公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例施行規則（案）については、本条例と施行規則の関係ですので、あわせて審査を行いました。条

例要旨に基づき説明があり、委員からの質疑として、1つ、社会福祉協議会以外への派遣可能な公益法人について、2つとして、社会福祉協議会への派遣期間について、3つとして、派遣することができない職員についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第2号 春日古墳調査検討委員会条例について。調査方法等について検討する本委員会を設置し、所掌事務等について規定するものであり、委員からの質疑として、1つ、委員の人選について、2つ、古墳の地番や地目についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決することに決しました。

次に、(3) 議案第5号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例について。行政手続法の改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであり、委員からの質疑として、1つ、改正前の手続きと改正後の利便性についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、(4) 議案第6号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されることに伴い、同法を引用する条項について整理を行うものでありました。委員からの質疑として、1つ、規則や今後の事務の進め方についてや、教育委員会の自主性・独立性の維持についての要望がありました。理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、(5) 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。教育委員会の委員長と教育長の一本化や、春日古墳調査検討委員会を設置することに伴う所要の改定であり、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しております。

次に、(6) 議案第8号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。制度改正により教育長の身分が特別職となるため、特別職報酬等審議会の所掌事務に教育長の給料の額に関する規定を追加するものでありました。委員からの質疑として、教育長の任期について、2つとして、当審議会の開催時期について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しております。

次に、（７）議案第９号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。制度改正により教育長の身分が特別職となるため、所要の改正を行うものであり、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（８）議案第１０号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。平成２６年８月７日に行われました人事院勧告や、平成２６年度定期監査結果に基づく勤務１時間当たりの給与額の算出の見直しに伴い、所要の改正を行うものでありました。委員からの質疑として、改正に伴う影響や組合との協議について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に、（９）議案第１１号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例について。大字龍田財産区特別会計を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。委員からの質疑として、１つ、水利組合解散後から当議案が上程されるまでの経緯や今後の対応について、２つ、今後の管理や利活用について、３つとして、１４条地区の作成について質疑等があり、理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に、（１０）議案第２０号 平成２６年度斑鳩町一般会計補正予算（第８号）について。議案書に基づき、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策２０事業などの説明を受けた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しております。

以上が、３月定例会の付議議案に関する審査の結果であります。

続いて、２．継続審査について、（１）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて審査を行いました。

理事者からは、１つとして、史跡中宮寺跡の整備工事の進捗状況について、２つとして、斑鳩大塚古墳の範囲確認調査についての報告がありました。

以上が、継続審査案件に関する審査の概要であります。

次に、各課報告事項について、（２）斑鳩町の財務書類（平成２５年度決算）について、前年度との変更点などを踏まえた概要説明を受けました。

（３）「斑鳩町 命のパスポート」の配布について。

（４）斑鳩小学校における学校給食の調理洗浄業務の導入について。なお、債務負担行為として予算に計上されておりました当案件については、今後、どのような形で議

会に報告すべきかについて、今後、議会運営委員会で議論をし、整理していくことになりました。なお、この議会運営委員会での議論の内容につきましては、本日行われました全員協議会で報告されておられましたとおりでございます。

次に、（５）町立幼稚園における保育補助員の雇用について。これは、障害者の雇用の促進を図る目的として、西和養護学校高等部をこの春に卒業される知的障害者を、町立幼稚園において保育補助員として１名、臨時職員として雇用することの報告でした。

次に、（６）町有地の売り払いについて。委員からの質疑として、一般競争入札による売り払いが不調となった場合による随意契約について。

次に、（７）内閣府の地方創生人材支援制度の活用についての報告がありました。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

次に、その他について各委員から質疑、ご意見をお受けしたところ、委員から、１つとして、町費による教員採用について、２つとして、３５人学級導入の経緯について、３つとして、自治会連合会との懇談会について、４つとして、地域交流館について、５つとして、公選法に基づく看板設置について、６つとして、民生委員等の公職につく方々の選挙活動についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、開会中における総務常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４．予算審査特別委員長報告について、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

８番、小野委員長。

○予算審査特別委員長（小野隆雄君） それでは、本定例会初日、本会議から付託を受けました議案第２４号 平成２７年度斑鳩町一般会計予算について、議案第２５号から議案第２８号までの平成２７年度各特別会計予算について及び議案第２９号 平成２７年度斑鳩町水道事業会計予算についての６議案を、去る３月９日、１０日、１１日の３日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果についてご報告いたします。

まず初めに、一般会計予算総括説明と一般会計歳入全般についての説明を受けた後、一般会計歳出及び特別会計について、各部ごとに、一般会計の各款ごと、また、各特別会計ごと、質疑を行って審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上ここでは報告を省略させていただきます。なお、後ほど会議録に整

理させていただきますので、ごらんいただければ幸いです。

審査の結果でございますが、議案第24号 平成27年度斑鳩町一般会計予算について、議案第25号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業等別会計予算についての2議案は、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第26号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算については、満場一致で可決すべきものと決しました。

また、議案第27号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきもの決しました。

また、議案第28号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第29号 平成27年度斑鳩町水道事業会計予算についての2議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、討論となった議案第24号、議案第25号、議案第27号については、それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告するのが本筋かと思いますが、本日の本会議において3議案全てに討論の申し出がありますので、割愛といたします。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心に審査を賜りましたこと、また、町長の閉会のご挨拶にもあったように、実のある予算審査であったことに感謝を申し上げます。

理事者の皆さまには、予算委員会での貴重なご意見、ご提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことを委員長としてお願い申し上げます。

なお、本予算審査特別委員会は、各常任委員会や議会運営委員会のように委員会条例で設置された委員会と違って、本会議で設置及びその定数、7名が議決された委員会です。したがって、委員会審査独立の原則にある、本会議は委員会の審査結果によって拘束はうけないこととなります。このことから、誤りのない議会運営の斑鳩モデルを維持するためにも会議規則第39条の改正を再度進言し、予算審査特別委員長報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第1号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第2号 春日古墳調査検討委員会条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第3号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第6号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第8号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第10号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第11号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 斑鳩町立あゆみの家設置条例を廃止する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第14号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

14番 木澤議員

○14番（木澤正男君） それでは、議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回、第6期の介護保険事業計画の策定に当たり、保険給付の推計量に基づき保険料の改定が行われます。今回の保険料改定では、これまで4,892円であった基準額が5,359円へと値上がりし、住民負担増となります。予算審査特別委員会での討論では、基準額が5,529円になると発言いたしましたが、確認しましたところ、5,359円だったので訂正させていただきます。

また、同じく予算審査特別委員会の討論の際にも申しあげましたが、もともと国が予定していた低所得者対策が、消費税増税が先延ばしされたことにより、今回実施されませんでした。私は消費税の増税には反対なので、それを財源にした取り組みには賛成できませんが、改めて国に対し、消費税に頼らない財源を確保し、当初予定していた低所得者対策を行うことを求めておきたいと思います。

介護保険は、高齢化が進み、利用者がふえ、保険給付がふえれば、保険料となって跳ね返ってくる仕組みとなっており、保険料が改定されるごとに被保険者の負担はふえていきます。年金給付が減らされ、消費税が昨年4月から8%へと引き上げられるなど、ただでさえ大変な高齢者の皆さんの暮らしを直撃する保険料の値上げには賛成できません。

また、今回国のほうで行われた法改正は、一定所得がある人への負担増や、所得だけでなく預貯金まで調べ上げて負担を押し付けるというやり方、さらには、要支援の方が介護保険から外され地域支援事業に移されるという点や、原則として介護度3以上の方でないと特別養護老人ホームに入れなくなる点など、予算審査特別委員会の討論でも問題指摘をしてきましたので、同じ内容を繰り返すことはいたしません、ひどい改悪だと言わざるを得ません。

以上、主に国の問題点についていろいろと申しあげましたが、保険料が値上げとなる今回の条例改正には賛成できないということを申しあげまして、簡単ではありますが私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

5番 伴議員

○5番（伴吉晴君） 議案第15号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の本条例の改正は、高齢化が進み、介護給付が増大することに伴う介護保険料の改正が主なものであり、高齢者の方々に負担増をお願いするものであります。

この保険料の改正の中身を見てみると、介護給付費準備基金からの4,600万円の取り崩しや、収入の少ない方に配慮した保険料設定も引き続き継続されており、町としても、できるだけ個々の負担を少なくするための努力をされていることがうかがえます。

それでも保険料を改正せざるを得なかったのは、介護サービスを受ける方の増加、介護保険の給付量の増加が今後見込まれるからであり、安定的に介護サービスを提供するには避けることができなかつたのではないかと考えるところであります。

また、介護保険制度は、40歳から65歳までの第2号被保険者の保険料や、税金が投入されており、高齢者を全ての世代で支えている制度であることも忘れてはいけません。すなわち、介護保険給付量の増加に対し、現役世代の方々の負担を一定以上ふやさない改定でもあるわけです。

町には、安定的な介護保険の運営と、高齢者の方が安心して暮らしていける地域づくりに一層努力していただくことを強く要望し、私の賛成意見といたします。

議員の皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第15号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第16号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第17号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第18号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第19号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第21号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第22号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第23号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第24号 平成27年度斑鳩町一般会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、議案第24号 平成27年度斑鳩町一般会計予算について、反対の立場から意見を申しあげたいと思います。

私は、20年間の議員生活の中で、この討論にも何度も立たせていただき、種々、いろいろな観点から町に対しての問題点を提起してまいりました。27年度につきましても、いろいろ細かい点もございしますが、大きな点を述べさせていただきたいというふうに考えております。

まず、一番大きな点として捉えましたのは、今まで、斑鳩町で子育てをしたいという若い方々が、斑鳩町で生まれ育ち、一旦外に出ていた方が結婚し、子どもができ、戻っ

てきて、そういう経過がこの斑鳩町ではたくさん見られます。それには子育て支援というものが非常に大きな影響を与えてきている。

小学校、中学校で30人学級を実現してきた、このことについては、県下並びに他府県においても斑鳩町は注目を浴び、非常に先進的な取り組みができてきた問題ですが、昨年12月に突然その30人学級を35人学級へと変更すると、このことについては、突然の町からの考え方を示され、私もびっくりをしていたところです。

小中連携教育というものを取り入れてからもう何年もたちますが、この小中連携教育を導入したときの理由、このとき私は議会でいろいろ尋ねさせていただきました。そのときに、一番大きなメリットとしては、どうしても中学1年生であまりにもまた子どもさんの環境が変わり、不登校になる生徒がふえるんだと、当時の教育長がそのようにおっしゃって、そういう、小学校と中学校との行き来をすることによって中学校で不登校をできるだけなくしていきたいんだ、このことを一番強くおっしゃっておられました。

ところがですね、今回の35人学級へ変えるとなりましたら、最も影響を受けるのが、その、今私が申しあげました、斑鳩中学校においても、斑鳩南中学校においても、中学1年生が非常に影響を受けるという数字が出ております。クラス減になってしまうという数字が出ているのが非常に残念です。ですから、小中連携教育を導入したときの町としての意気込み、不登校をなくすために、そして、のびのびと、いろいろと教育に力を入れていきたいと考えた意気込みはどこへ行ったのかなというふうに心配になりました。

それともう1点、この学級のことにつきまして、皆さんにもぜひわかっておいていただきたいのは、今回の、今、中1が影響を受けると申しあげましたが、斑鳩西小学校の5年生でまたクラスが減になるという、影響を受けるというデータが出ております。

もう25年から30年くらいも前になりましたけれども、東小学校で私たちの子どもが学校へ行っている時分に、5年生、6年生、このときに学級崩壊があったという現実があるんです。学級崩壊が生じてしまうと、とても後々の対応が、非常に学年が進んでおりますと大変な状況になります。この点につきましても、十分現場と検討をしながら、そういうことが2度と斑鳩町で起こらないように私はお願いをしておきたいと思います。そして、私は、35人学級については承知をしていないということを申しあげておきたいと思います。

それと、学童保育の時間延長は何度も申しあげてまいりましたが、なかなか納得ができる回答を得られません。子どもとの食事の時間であったり、保護者との家族団らんであったりということを常々おっしゃいます。誰しもそういうことは大切に、家族として

大切にしていると思います。でも、責任ある仕事をしていれば、毎日遅くならなくとも遅くなる時もあるという、こういう状況のときに、やはり学童保育室の時間が延長されておれば、お母さん方も安心をしてお願いができるということについては、ぜひ検討を加えていただきたいというふうに思っております。

保育所の問題もそうなのですが、以前より、県の補助制度の中での規定が1歳児、2歳児ともに保育士1人に対して6人になったということの中から、斑鳩町も県と同じように1歳児についても2歳児と同様の1対6で進めてきている中にありまして、あわ保育園では、1歳児が38名、9名というような状況の中で、私もこの1年間ずっと見てまいりました。やはり保育士については、1歳児と2歳児では成長の過程が全く違います。とても手がかかります。そのことも十分検討していただきまして、今後、1歳児についての考え方について、もう少し町としては、十分子どもさんの安全が守れるような保育士の配置を考えていただきたいというふうに思っております。

そして、人事評価制度ですが、職員の育成のために活用しているというような町の考え方が示されておりますが、これまで絶対数が足りない、採用するよりやめる方のほうが多かった、こんな中であって、十分に職員の育成ができていないのではないかと、せっかくの資質を持った職員さんたちを伸ばせていないのではないかとというふうに心配をしてまいりました。今年度におきましては、退職者を上回る採用であるというふうに聞いております。なんとしても人事評価制度に頼るような育成ではなく、町独自の職員育成、資質向上に全力をあげていただきたい。それが町民に対するサービスの提供に繋がっていくと思います。

そして、マイナンバーを初めいろいろな制度が改正される中で、いつも、常々申しあげておりますが、パソコンのソフトの変更、これを解消するためには、非常に多額の費用がかかっております。この多額の費用を市町村が負担する割合が高ければ高いほど、小さい市町村ほど困ります。これについてはもっともっと研究をしていただき、県や国に対して声をあげていくという姿勢を持っていただきたいと思います。

そして、シルバー人材センターへの業務委託のあり方については、少し、奈良県の最低賃金を割るのではないかとというような問題も浮上してまいりました。ここら辺のところにつきましても、補助金を出している以上、その経営の中身、どのような運営がなされているか、きちっとしたチェックをしていっていただきたいというふうに思っております、

そして、国が12月、もうばたばたですね、に出してくる補正予算、これらにつきま

しては十分に検討し、スピーディに確保し、斑鳩町のこの一般会計に、次年度の一般会計にどのような影響を与えるのか、どう町の財政が助かるのか、そういう観点を持ってさらに努力をしていていただきたいということを申しあげまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 議案第24号 平成27年度斑鳩町一般会計予算について、賛成する立場から意見を申しあげます。

将来における自治体は、超高齢化、また人口減少を迎え、長期的な視点に立ち、的確な推計に裏づけられた明確な根拠と方向性を持ち、また、しっかりと住民の声を受け止め、住民の負託に応えられる行政運営を進める必要があります。このような状況を踏まえ、まずは当町として、平成26年度一般会計予算には、国の補正予算を十分に活用するため、地元消費の拡大を目的とした地域経済の活性化を図り、地域振興に貢献するためのプレミアム付き商品券を発行、また、子育て家庭の負担を軽減するため、プレミアム率をアップして発行し、消費の拡大や子育て、また健康づくり、あるいは観光の振興の充実を図るなど、今後の地方創生の主要な一部を前倒しして予算化されております。

平成27年度一般会計予算案は、厳しい財政状況の中、これまでの取り組みを後退させることなく、子どもから高齢者まで住民一人ひとりの暮らしを支えるための健全な財政運営と住民サービスの町を心がけ、予算を編成されていると認識しております。

その内容の一部を申しあげますと、安全と安心のまちづくりのため、学校渡り廊下等の耐震診断を初め、溜池の耐震調査、また溜池のハザードマップの作成、貯留浸透施設の整備、橋梁の補修点検、洪水ハザードマップの更新など、将来の防災・減災に備えた対策のための整備を進められるようになっております。

さらに、新しい魅力ある観光の実現を目指し、観光まちづくりを進めるに当たり、法隆寺周辺地区において引き続き修景事業を進められるとともに、無電柱化に係る企画・設計、さらには生駒郡4町の連携による（仮称）生駒ツーデーウォークの開催など、まちあるき観光を進められております。

今、反対意見で述べられておりました30人学級の編制については、小学第1学年、第2学年は現状の30人に据え置いたこと、また、第3学年以降は学級規模を現状より大きくし、中学校卒業まで35人で統一するという取り組みとなっております。

今、反対者のほうで言われました、当町においては先進的な取り組みをされていると

の評価も言われております。これを国の基準に当てはめると、国の基準を上回るもので、全国的にも充実した内容であると私は認識をしております。現に、先月2月23日の衆議院予算委員会で、国が法律に基づいて35人学級を制度化すべきとの要求がされている状況の中、当町においては既にこの内容を上回るものと考えます。

以上のことから、本議案につきましては賛成するものであります。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いを申しあげます。以上でございます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第24号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第25号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、議案第25号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を申しあげます。

国民健康保険は、皆さまもご承知のとおり、働いていない、働けないという方々が加入をされる、国民皆保険の今の日本の制度の中で受け皿的な役割をしている医療保険制度です。そんな中において、国民健康保険という名が付きながらも国庫補助は制度創設時から減る一方となっていることから、この被保険者に係る保険料というものがどんどん上がってきている。今まさにこの斑鳩町でも、被保険者に負担をかけないでおこうとすればするほど赤字が出てくる。でも、医療保険単独では赤字が出なくても、介護保険分や後期高齢者医療支援金分、こういったものでの赤字が出てきて、非常に国民健康保険事業そのものが累積赤字を生んでいる。こういう中であって、本当にこの制度のままでいいのだろうかという疑問が、私はずっと、介護保険制度が始まってから、そしてまた後期高齢者医療制度が始まってから、ずっと思い続けてきました。

そんな中であって、斑鳩町では、この累積赤字を少しでも解消しようということで、値上げですね、保険料の値上げをするというふうに決断をされました。それにつきましては、安易に町民の皆さんに、今でも払えない保険税だというふうに感じておられる方

がたくさんいる中で、なんとしてもこの保険税を上げていく、この考え方ではなく、ほかの対応の仕方を検討していただきたかった。

厚生委員会でも報告をさせていただいておりますが、保険税ですので、地方税法の改正ということで、3月末にこの国のほうで決められたものが下りてまいりますので、改正後、専決処分という形で行われるこの介護保険事業の会計、これにつきましても、以前より私は、奈良市が保険料としてやっておられる中、この保険税となっていることの違いについても、常々、これでいいのだろうかというふうに思ってまいりました。けれども、税という以上、取り立てについても非常に厳しい取り立ての仕方が全国的にも見られるようになりました。

けれども、今後とも斑鳩町におかれましては、働けない人の受け皿であるこの国民健康保険税の中にあつて、なかなか、滞納が続いてきたときの滞納の処理の仕方、こういうものについても十分ご留意いただき、そして、保険証を渡さないというような状況が起こらないように、短期証の発行についても慎重にやっていただきたいということ、そして、たび重なる値上げについて、町民の皆さま方に、国民健康保険加入者の皆さま方にご理解をきちっと求めていただけることをお願いをいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

6番、紀議員。

○6番（紀良治君） 議案第25号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

斑鳩町の国民健康保険財政は、平成25年度末で約4億8千万円の累積赤字を抱えている状況であり、累積赤字の縮減に向け、昨年12月議会において国民健康保険の税率の改定を議決したところであります。

その結果、平成27年度の単年度収支は黒字となっており、一定の改善があります。このことにより、直ちに国民健康保険の累積した赤字が解消されるわけではありませんが、国民健康保険制度の、住民にとっては最後のセイフティネットであることを認識する、累積赤字の解消に向けてさらなる努力をお願いするものであります。

町におかれましては、引き続き税収の確保、特定健康診査等の着実な実施など、より一層国民健康保険の安定した運営と加入者の健康推進に努力されるとともに、保険サービスを円滑に提供されますことを期待いたしまして、平成27年度の本特別会計予算に賛成する意見とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第25号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第26号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第27号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、議案第27号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど、議案第15号で介護保険条例の一部を改正する条例の討論が行われております。そのときに討論者がいろいろ申しあげておりましたことと重複をすることがございますので、簡単に行いたいというふうに思います。

2000年、平成12年からスタートしました介護保険制度、今期、来年度からですね、第6期を迎えます。每期、3年ごとにずっと保険料が値上がりをしてきている。これはもう制度そのもののあり方の中で必然的に上がっていくものです。給付量がふえれば、おのずとして被保険者の負担する保険料が上がっていく。これは、介護保険ができたときから、もうこの構造はわかっておりましたので、介護保険導入のときから私は問題提起をずっとさせてきていただきましたけれども、やはり第6期を迎えるに当たり、保険料が上がり、そしてまた制度の中身が変わる。要支援者1、2の方たちの対応が変わってくる。この方たちには総合支援事業というものをスタートさせなければならぬ。

斑鳩町は2年間の猶予をいたしましたけれども、でも、そういう形で軽度者の方たちの対策を町がとっていかなければならない。こういう制度そのものに問題があるということについては、私たちはもっと国に対して声をあげていかなければならないというふうに考えておりますが、ただ、町としては、国から下りてくるものを待つだけで、国から下りてきたからといって町がそのまま、国の立場に立ってこういう条例改正をしながら会計などをつくっていくという姿勢、そういうものについて、いかがなものかということを私はこの機会に申しあげておきたいと思っております。制度に問題があるのなら、地方からもっと、もっと声をあげていく、その気骨のある、町民を守るという姿勢で今後の町政をやっていっていただきたい。

介護保険については、サービス低下、保険料がどんどん上がるこの構造については、本当に大きな問題である。今後、団塊の世代の人たちが高齢者になってきたときに、ますます斑鳩町は困ることになるというふうに思います。ですから、これらについて十分に町としても考慮いただき、そして上に対しての要望・要求は強く行っていただきたいというふうに思っております。

そして、先ほどの討論者も申しあげておりました。今回残念なことは、低所得者対策でした。この低所得者対策についても、今後も国の動向を見るだけではなく、町としてどういうことができるのかということも考えながら、保険料だけではございません、利用料に関してましても考えていくことができると思います。町がどういうサービスをするかによって、利用料がかかるのか、かからないのか、こういうサービスの内容についての検討もできるかと思っております。

今後、こういうことに期待をいたしまして、斑鳩町としての介護保険事業が今後も住民本意に立った事業となるように願ひまして、私の反対意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、議案第27号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、制度内容の是非を別にして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成27年度の本特別会計予算は、新たな第6期介護保険事業計画の保険給付の推計量をもとに計上されたものであります。団塊の世代が高齢者となるなど、急激に高齢化が進み、介護保険を受けられる方、また、サービスを提供する事業者もふえるといった

背景がある中、その推計量は、介護保険運営協議会において慎重に審議され、前計画から16.5%の増加となっています。

このことから、本特別会計の予算規模は必然的に前年度を上回ることとなりますが、その中で必要な経費が計上され、また、歳入についても関係法令等に基づいて適正に計上されたものと考えるところであります。保険料の関係については、ルールに従って算定され、さらに、介護給付費準備基金の取り崩しや、特に、国が示す保険料段階を細分化し、引き続き低所得者に配慮した斑鳩町独自の保険料も設定され、保険料の上昇を抑えるよう努力されております。また、町の責務として、今後の大きな課題である地域包括ケアシステムの構築についても、その予算が計上されており、現行制度の中で安定した介護保険運営を行うための適正な予算であると考えます。

町におかれましては、必要な人が必要なサービスを受けることができる、安心できる介護保険の運営にさらに努めていただくことを切にお願いし、私の賛成意見といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第27号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第28号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第29号 平成27年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、満場一致で可決いたしました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1．発議第1号 子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について、追加日程2．発議第2号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程3．発議第3号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程4．発議第4号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について、追加日程5．広報発行常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1．発議第1号、追加日程2．発議第2号、追加日程3．発議第3号、追加日程4．発議第4号、追加日程5．広報発行常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1．発議第1号 子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、里川委員長。

○13番（里川宜志子君） 追加日程1．発議第1号につきまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第1号

子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成27年3月24日提出

厚生常任委員会

委員長 里川 宜志子

意見書の文をもちまして提案説明とさせていただきますので、読み上げさせていただきます。

子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書

急速な少子化の進行は、経済活力の低下や社会保障費の負担増などを引き起こし、社会全体に深刻な影響を与えることが懸念され、少子化対策は、国が総力をあげて取り組むべき重要な課題です。

この少子化の進行に歯止めをかけるため、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりを推進することが、今、強く求められています。

現在、その対策の一環として、全国の全ての自治体において、地方単独事業として子ども医療費助成制度が実施されています。

しかしながら、子ども医療費の助成については、各自治体の財政力などによってその対象年齢や所得制限・一部負担金の有無などなど自治体によって取組みに大きな格差があり、どこの市町村で生まれ育っても同じように安心して医療を受けられることが望まれるものであります。

よって、国におかれては、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、全国一律の制度として子ども医療費無料制度の創設を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月24日

奈良県斑鳩町議会

以上です。

どうぞ議員皆さまの賛同をいただけますようお願いをさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第1号の可決により、陳情第1号 子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める要請書については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2. 発議第2号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番、木澤委員長。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第2号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第2号

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成27年3月24日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

これにつきましては、次の発議第3号、第4号とともに、議長より諮問を受けました議員定数削減による委員会等のあり方について議会運営委員会で議論をする中で、委員の皆さまからさまざまなご意見をいただき、答申という形で取りまとめをさせていただきました。それに伴って、議会運営委員会として発議を行うものでございます。

それでは、2枚目の要旨をごらんいただきたいと思います。要旨の朗読をもって説明とさせていただきます。

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決すべき事件に関する条例（平成8年12月斑鳩町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

違うな。ごめんなさい。要旨ではございませんでした。これじゃわかりませんね。すみません、最後のページですね。

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

斑鳩町立保育所の保育料は、斑鳩町保育の実施に関する条例において定められていることから、議会の議決すべき事件に関する条例から削除するものです。

すみません、少し補足説明します。これまでは町のほうで要綱として定められておりましたが、今回、条例の中で保育料についても料金表が掲載をされ、保育料の改正をす

る際には条例改正が必要となりますことから、議会の議決が必然的に行われるものです。そうしたことから、これまで議会の議決すべき事件に関する条例として定めておりましたが、今回、これについて削除をするものでございます。議員皆さまのご理解よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、追加日程3. 発議第3号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番、木澤委員長。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第3号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

先ほどは失礼いたしました。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第3号

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成27年3月24日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、最後のページの要旨をお開きいただきたいと思います。朗読いたします。

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例（要旨）

議員定数削減に伴う委員定数の見直しにより、各常任委員会の委員定数をそれぞれ6人に改めるものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正され、平成27年4月1日から

施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 委員の定数（第2条関係）

総務常任委員会、厚生常任委員会、建設水道常任委員会、広報発行常任委員会の委員定数を7人から6人に改める。

(2) 出席説明の要求（第19条関係）

教育委員会制度の改革に伴い「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

(2) この条例の施行の際、現に旧条例の規定により設置された委員会については、なお従前の例によります。

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有します。

ということで、現在の教育長の任期期間中は従前の例によるものものとします。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。議員皆さまのご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君）お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、満場一致をもって可決いたしました。

続いて、追加日程4. 発議第4号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番、木澤委員長。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第4号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関

する要綱の一部を改正する要綱について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第4号

斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について
標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成27年3月24日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、最後のページの要旨をごらんいただきたいと思います。朗読いたします。

斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱（要旨）

議員が各種研修会等に参加する場合、議会の議決を得る暇がない場合、議会運営委員会に諮ることとなっているが、議会運営委員会に諮る暇がない場合は、議会運営委員長と協議をして決定をするというものです。

これについては要綱でございますが、議会に関する要綱につきましてはこれまで本会議で議決をいただいております。改めて議会運営委員会として提出をさせていただいたものでございます。

議員皆さまのご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、追加日程5．広報発行常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

広報発行常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りをいたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。広報発行常任委員会には、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成27年第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

本定例会には、公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例についてなど、42議案を提出させていただきましたところ、議員皆さまには、去る3月2日から本日までの23日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

諸施策の推進に当たりましては、職員ともども一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、いかるがパークウェイの信号機の設置につきましては、かねてから議員皆さま方とともに関係機関にご要望申しあげてまいりましたが、このたび、平太池の南側の交差点において設置がなされ、3月27日から供用開始となりますことをご報告申しあげ、これもひとえに議員皆さま方のご尽力のたまものと、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

さて、この定例会は、議員皆さま方にとりまして今任期中最後の議会でありました。

この4年間、町行政の執行に温かいご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、今期限りでの勇退される方におかれましては、これまでの議員活動に敬意を表しますとともに、今日まで町行政発展のために多大なるご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。どうか今後ともご健康にてご活躍されますようお祈り申し上げます。

彼岸も過ぎましたが、まだまだ肌寒い日や天候不順の日が続きますので、議員の皆さま方にはくれぐれもお身体をご自愛くださいますようご祈念申しあげ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) それでは、平成27年第1回斑鳩町議会定例会の閉会に当たり、

一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月2日の開会以来本日まで、23日間の会期中、議員皆さまには終始熱心にかつ精力的にご審議を賜り、ここに厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、4月29日の任期満了を控えての最後の議会となります。議員皆さま、また理事者の皆さまのお陰をもちまして、議事運営も円滑に進行し、本日無事終了することができましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。

また、町におかれましては、これまでの本会議や各委員会を通じ各議員から述べられました意見等を十分に踏まえ、町発展のため一層のご尽力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長在任中は、不行き届きの点多々あったこともありますが、議員皆さま方のご協力をいただき、お陰をもちまして議長の重責を果たすことができましたこと、高いところからではございますが、心からお礼と感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

最後になりましたが、議員皆さま方、理事者の皆さま方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

これをもって、平成27年第1回斑鳩町議会定例会を閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

(午前11時11分 閉会)